

内閣府男女共同参画局

女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）は、本年 7 月 23 日に女子差別撤廃条約の実施状況に関する我が国の第 6 回報告の検討を行った。

これを踏まえ、8 月 18 日（日本時間）、我が国の報告に対する同委員会の最終見解が公表されたところ、概要は以下のとおり。

### **1. 肯定的な側面**

- (1) 多くの法令の制定・改正による女性差別の撤廃、男女平等の促進
- (2) 男女共同参画担当大臣の任命及び包括的な内容の第 2 次基本計画の策定
- (3) 「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置及び「人身取引対策行動計画」の策定
- (4) 障害者自立支援法の制定、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正等を通じた障害のある女性への支援
- (5) 妊産婦死亡率の継続的な低下
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の制定
- (7) 開発協力プログラムへの社会的性別（ジェンダー）の視点の取り込み

### **2. 主要関心事項及び勧告**

- (1) 最終見解の実施への国会の関与
- (2) 民法の改正（婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等）
- (3) 女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続
- (4) 女性に対する差別の定義の国内法への取り込み
- (5) 国内人権機構の設立
- (6) 国内本部機構の強化
- (7) 雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施
- (8) 意識啓発や教育プログラムによる固定的性別役割分担意識の解消
- (9) 女性に対する暴力の問題に対する取組
- (10) 人身取引及び売春の被害者保護及び支援への取組
- (11) 政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組
- (12) 教育分野における男女共同参画の更なる推進
- (13) 労働市場における男女平等を実現させるための取組
- (14) ワーク・ライフ・バランスを促進するための取組
- (15) 若年層を対象とした性の健康に関する教育の促進
- (16) マイノリティ女性に対する情報提供及び差別を解消するための取組
- (17) 弱者女性に関する情報提供及び取組
- (18) 北京宣言及び行動綱領の活用の継続
- (19) ミレニアム開発目標達成に向けた取組における社会的性別（ジェンダー）の視点の取り込み
- (20) 未締結国際人権条約の批准の検討
- (21) 最終見解の内容の周知、条約等の広報

### **3. フォローアップ**

上記 2.（2）及び（7）に関しては、実施状況について 2 年以内にフォローアップを行う。